

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 生徒会役員 選挙規定

第1章 候補者の決定

第1条 生徒会会則第5条・第8条及び第9条に基づき、生徒会長は、全会員の、他の役員は、中高それぞれの会員の直接選挙によって選ばれる。

第2条 立候補者は、選挙の告示による期限までに管理委員会に届け出る。

第3条 立候補者数が定員に満たない役員については、その立候補者のいない学年において、推薦候補を1名以上出し、管理委員会に届け出る。

第4条 前条により、高2または中1生徒が推薦された場合、これを辞退できるものとする。

2. 前項の学年以外の生徒で正当な理由によって辞退する者は、管理委員会に届け出る。管理委員会はこれを審議し、委員の過半数が認めた場合、これを受理する。

第5条 管理委員が生徒会役員に立候補する場合、立候補者は、その届出と同時に管理委員を辞退するものとする。

2. 前項により生じる管理委員の欠員は、これに先立つ選挙における得票数の順に繰上げて当選とする。

3. 次点の候補者がいない学年は、選挙の直後に補欠候補を各クラスから1名ずつ選出し、後の生徒大会で生徒の承認を受ける。

4. 補欠候補を有する学年の管理委員が、第1、2項に従い辞退した場合、補欠候補の中で立候補を募り、1名であった場合は、これを選出する。立候補者が複数もしくはいなかった場合は、管理委員会による審議の後、選出する。

第6条 前代の生徒会役員が新たに管理委員に立候補することは、会計上の公正性を担保するため、禁止とする。

第7条 高3生徒は、被選挙権を持たない。

第2章 選挙運動

第8条 選挙運動の期間は、届出をしたときから投票日の前日までのうち、管理委員会が定めた期間とする。

第9条 ポスターは、指定された枚数・規格を守り、期日までに管理委員会に提出するものとする。管理委員は指定の場所にポスターを貼り、投票終了後これを撤去する。

第10条 選挙演説の時間・場所・方法等に関しては、管理委員会の指示に従う。

第3章 投票

第11条 投票の日時・場所・方法等、選挙の実施に必要な事項について、管理委員会はその状況に応じて決定・発表する。

第12条 投票権は、1人1票とし、欠席者及びこれに準ずる者については、棄権と同様に扱う。

第13条 立候補者数が定員を超えない役員の立候補者は、不信任が、その役員への選挙権を有する会員数の過半数に満たない場合に、その当選を確定する。

第14条 前条の信任は、他の候補者についての選挙投票と同時にを行う信任投票による。

第15条 管理委員は、各クラスの代表に投票用紙を配布し、記入された投票用紙は、各クラスの代表が責任をもって回収し、所定の時間内に管理委員会に提出する。

第4章 開票

第16条 開票は、管理委員会が行い、その結果を公示する。

第5章 補充選挙

第17条 生徒会役員について、本人のやむを得ない事由により欠員が生じた場合、これに先立つ選挙における得票数の順に繰り上げて当選者とする。

第18条 前条による繰上げが不可能な場合及び不信任またはリコールの成立により欠員が生じた場合は、補充選挙を行う。

第19条 立候補者は、補充選挙の告示後3日以内もしくはリコール成立の翌日から3日以内に、管理委員会に届け出る。

2. 不信任による欠員の場合は、不信任となった者が当該役員の補充選挙に立候補することはできない。

第20条 立候補者数が補充定員に満たない場合は、推薦候補を出す。その方法は、第3条・第4条に準ずる。

第21条 選挙運動・投票・開票に関しては、第2～4章に従う。

第6章 補 則

第22条 役員選挙に関するその他の委細は、そのつど管理委員会が指示する。

第23条 管理委員会は、候補者及びその推薦者の行為に不正を認めた場合、その当選を取り消すことができる。

第24条 選挙に関わる事項全般について、管理委員会並びに候補者は、指導部による指導、助言のもと、その活動を行うものとする。

附 則 本規定は、2009年8月21日から施行する。

2016年4月20日、第5条を一部改正。

2017年4月20日、第8条を一部改正。

2018年4月20日、第3条、第4条、第5条、第7条、第12条を一部改正。

2021年11月25日、第6条を追加。